

消防の動き



2023
8
No.628

- 令和5年度土砂・風水害対応訓練実施結果について
- 救助科における教育訓練～理想の救助隊長像を求めて～
- 水難事案対応訓練の実施について



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等の概要について……4

令和5年8月号 No.628

巻頭言

150年の歴史とこれから

(札幌市消防局長 村井 広樹)

レポート

消防法における「危険物」とその性状等について……7

Topics

令和4年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要……10

寄贈救急自動車事業について……15

緊急消防援助隊情報

令和5年度土砂・風水害対応訓練実施結果について……16

消防通信～望楼

郡山地方広域消防組合消防本部(福島県) / 豊中市消防局(大阪府)

北九州市消防局(福岡県) / 恵那市消防本部(岐阜県)……18

消防大学校だより

救助科における教育訓練～理想の救助隊長像を求めて～……19

査察業務マネジメントコースにおける教育訓練……20

報道発表

最近の報道発表(令和5年6月21日～令和5年7月20日)……21

通知等

最近の通知(令和5年6月21日～令和5年7月20日)……22

広報テーマ(8月・9月)……22

お知らせ

電気器具等の安全な取扱い……23

危険物施設等における事故防止に関する取組について……24

みんなで防災訓練に参加しましょう！……25

第71回全国消防技術者会議の開催について(ご案内)……26

「第28回防災まちづくり大賞」の事例募集……27

「関東大震災100年」特設ページ開設のお知らせ……28



■表紙
本号掲載記事より



150年の歴史と これから



札幌市消防局長 村井 広樹

札幌市消防局は、昨年、明治5年（1872年）の中川組を結成した創始から150周年を迎え、これを記念し令和5年2月に「札幌消防150年の歩み」を発売しました。

これまでの沿革や取組みなどをまとめ、明治から令和へと脈々と受け継がれてきた先人たちの思いを確認することができる内容となっています。

札幌市の発展とともに、消防局の組織、事業なども拡大、発展を遂げており、これも先輩方の大変な苦勞の賜物であることから、我々も引き続き、この組織を次の時代に進めるため、改めて札幌消防の一員であることに誇りを持ち、消防職団員が総力を結集して様々な課題に向き合い、市民の生命・身体・財産をしっかりと守り続けたいと考えています。

ここ3年余りのコロナ禍においては、消防という仕事柄、全国どこの消防本部においても、疲弊する中、身を粉にして対応していたのではないかと感じています。

まさに非常事態であり、その都度対策を練っては改善、調整する繰り返しでしたが、特に救急要請の逼迫時には、全ての機材、人材を使っても要請に追いつくことができなくなるなど、本市としてもこれまでに無いほどの厳しい状況を経験したところです。

今後、また起こるかもしれない感染拡大期には、これまでの経験を活かし労務管理も含め万全の体制で臨みたいと考えています。

火災現場活動においては、火災件数も減少傾向にあり益々現場経験が減ってきていることから、職員の受傷等の事故発生を心配しています。

このため本年4月、消防局長に就任するにあたり、職員に対し特に指示させていただいたことが「安全管理の徹底」です。

札幌市消防局では平成9年に殉職者が発生した事故を最後に25年以上同様の事故は発生していませんが、これまでの受傷事案などを教訓として、自分達の隊の活動に置き換え、危険把握、危険回避能力の向上に努め、今一度安全管理の徹底に職員一丸となって取り組むよう指示させていただきました。

現在札幌市消防局では、「火災対応力強化事業」として札幌式水力換気ノズルと赤外線カメラを効果的に活用する消火戦術の確立を目指しており、これは、水力換気ノズルにより、屋外に向けた放水に伴い発生する気流により、煙や熱を屋外に排出するとともに、屋内に向けた放水によりフラッシュオーバーを抑制して建物内の活動環境を改善し、併せて赤外線カメラにより延焼方向や延焼範囲などの状況を確認し対応に当たる戦術で、消防隊員の安全を確保しつつ、迅速な人命救助・消火活動につながるもので、今後、消防隊全隊への配備を進めていくこととしています。

最後に、本年8月25日（金）、札幌市において「第51回全国消防救助技術大会」が開催されます。第51回大会のスローガンは、「TOP OF RESCUE ～北の大地での挑戦～」であり、本大会を通じて、各隊員が救助技術の頂点を目指すという熱意あふれる志と、17年ぶりに北の大地・北海道札幌市で開催されることを表現したものです。

出場隊員をはじめ、本大会に関わる全ての皆様にとって、意義深く、記憶に残る大会となりますよう札幌市消防局一丸となって、お迎えいたしますので、皆様の御来札を心よりお待ちしております。





「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等の概要について

消防庁予防課

1 はじめに

消防庁では、畜舎等に係る特例基準の見直し、蓄電池設備に係る基準の見直し、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し及び第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直しを行うため、令和5年5月31日に以下の改正省令等を公布した。

- ・ 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号。以下「改正省令」という。）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第6号）
- ・ 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）
- ・ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第8号）
- ・ 配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第9号）

以下、改正省令等の概要について紹介する。

2 改正の背景・経緯の概要

本改正では、4項目について見直しを行った。各項目について改正の背景・経緯の概要を紹介する。

(1) 畜舎等に係る特例基準の見直し

我が国では畜産物の輸出額の大幅増を目標に掲げており、その国際競争力の引上げが重要な課題となっている。国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、建築基準法における畜舎の建築基準の緩和を認めた畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）が令和4年4月1日に施行されたが、大規模畜産農家等が畜舎とは別に設置する畜産業用倉庫等が畜舎特例法の対象とならず、そのメリットが十分に行き渡らないとの声があった。

こうした背景から、規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）において、農林水産省は、畜舎特例法に基づく新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業用倉庫等を追加し、必要な措置を講ずることとされた。また、総務省は、畜産業用倉庫等

の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法に基づく規制を見直す場合には、事業者には混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずることとされた。

消防庁では、本答申を踏まえ、畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会（部会長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等について、対象施設の拡大等の改正を行うこととした。

(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し

蓄電池設備は、使用時に火災の危険性があるため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）に従い制定される市町村条例により規制されているが、対象火気省令に定められている基準は、主に開放形の鉛蓄電池設備を想定されたものであるため、リチウムイオン蓄電池設備など新たな蓄電池設備や、今般の蓄電池設備の大容量化などに十分に対応できていなかった。

こうした背景から、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令等について、規制対象となる蓄電池設備の基準等の改正を行うこととした。

(3) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

薪ストーブや炭火焼き器等の固体燃料を使用した火気設備は、対象火気省令に従い制定される市町村条例により建築物等から離隔距離を設ける等の基準が定められている。近年では薪ストーブ等への関心が高まっているが、条例による基準に従い建築物等からの離隔距離を設ける必要があるため、そのスペースを確保することができず、設置を断念するケースがある。

こうした固体燃料を使用した火気設備の課題を踏まえて、火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会（部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、対象



火気省令等について、新たに炭火焼き器の離隔距離を定める等の改正を行うこととした。

(4) 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直し

第一種配電盤等において使用される一部の機器について、製造コストの高さ等により製造を中止する製造者が増え、供給の継続が難しいという課題があることから、製造者の多い第二種配電盤等に使用される機器を第一種配電盤等に使用できるよう、配電盤及び分電盤の基準について、所要の改正を行うこととした。

3 改正後の内容

(1) 畜舎等に係る特例基準の見直し

ア 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設について、改正前の規則において畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）とされていた。これに加え、貯水施設及び水質浄化施設、保管庫（防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。）、排水処理施設、発酵槽等を対象施設として追加した。「防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの」については、改正後の畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）に定めたとおりである。

なお、追加される施設についても、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設と同様に、①防火上及び避難上支障がないこと、②周囲の状況から延焼防止上支障がないこと、の要件を満たすことが必要とされた。

イ 保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものに係る消防用設備等の特例基準

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準では設置不要としている屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を、原則どおり設置することとした。また、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準で認めている消防用水の特例（設置が必要となる面積の緩和、二以上の部分が渡り廊下等で接続されている場合の設置基準の緩和）を適用しないこととした。

なお、貯水施設及び水質浄化施設、排水処理施設、発酵槽等については、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準と同じ基準を適用する。

(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し

ア 対象火気省令において規制する蓄電池設備

現行の対象火気省令においては、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いている。しかし、蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制の対象となる蓄電池設備は蓄電池容量を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって「出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」を規制の対象から除くこととした。

なお、「出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」については、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準に定めるとおり、対応するJIS規格に適合したものと及びこれと同等以上の措置が講じられているものとした。

イ 耐酸性の床等に設けなければならない蓄電池設備

改正前の本規定は酸性又はアルカリ性の電解液を用いた開放形の蓄電池を想定し、転倒時の安全措置を規定したものであった。今般、酸性又はアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいこととした。

ウ 雨水等の浸入防止措置

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式の蓄電池設備に限っていたが、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められている蓄電池設備であればよいこととした。

エ 建築物からの離隔距離

屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件として新たに、「延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」を追加した。

なお、「延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」については、出火防止措置と同様、対応するJIS規格に適合したものと及びこれと同等以上の措置が講じられているものとした。

(3) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

ア 厨房設備の離隔距離

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めた。

イ 離隔距離を決定するための試験方法の特例

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）を改正し、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決定するた



めの試験方法の特例として、固体燃料を使用するものや火災予防上安全性が高い構造のものの特例を追加した。

(4) 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直し

屋内消火栓設備の低圧式の非常電源専用受電設備の第一種配電盤等について、キャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するほか、所要の規定の整理を行った。

(5) 施行期日及び経過措置について

改正省令等の施行日は公布の日とした。ただし、改正省令のうち、対象火気省令の改正規定と、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準の施行日については、令和6年1月1日としている。

また、改正後の対象火気省令に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、施行日である令和6年1月1日に現に設置されているもの及び令和6年1月1日から起算して2年以内に設置されたもので、改正後の規定に適合しないものについては、その規定を適用しないこととする経過措置を設けた。

4 火災予防条例(例)の改正概要

対象火気省令の一部改正に伴い、〇〇市(町・村)火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例(例)」という。)についても同様の改正を行った。以下、条例(例)だけに規定されている改正内容の概要を説明する。

(1) 換気、点検及び整備に支障のない距離

改正前の規定は、キュービクル式の蓄電池設備に限って求めていたところであるが、本規定は基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定して求めるべきものではないため、共通的に求められる措置として適正化を図った。

(2) 転倒等防止措置

改正前の規定は、転倒の防止のみを求めるものであったが、破損や亀裂の防止を求めた対象火気省令第12条第1項の規定に合わせるかたちで、規定の適正化を図った。

(3) 消防長(消防署長)への届出

本規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととした。

(4) 経過措置について

(1)、(2)の改正については、現に設置され、又は設置の工事がされている設備については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることとする経過措置を設けた。

5 おわりに

ここまで、改正省令等の内容について概観した。本記事や改正省令等の公布と同日に発出した改正予防条例

(例)の運用等について(令和5年5月31日付け消防予第332号)も参考にしつつ、改正省令等の施行に向けた準備と各地方公共団体における火災予防条例の改正に向けた準備をお願いするとともに、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定である。

消防法における「危険物」とその性状等について

危険物保安室

1 はじめに

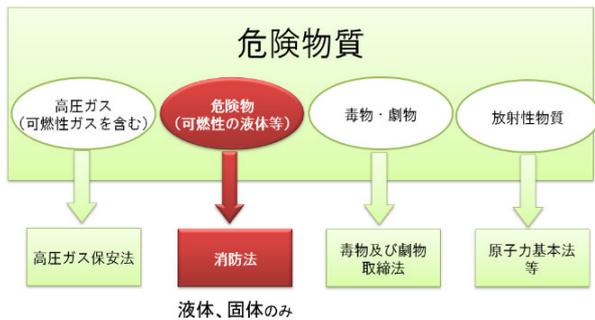
世の中には、様々な危険性を有する物質が存在しますが、それらすべてが消防法令上の「危険物」として取り扱われるわけではありません。今回は消防法で規制される「危険物」について、その定義、性質について解説するとともに消防庁にて開催している「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」の概要について御説明します。

2 消防法における危険物について

(1) 消防法における危険物の概念

消防法における危険物の概念は、一般に呼称されている概念と異なり、消防法上独自の見地からなされています。すなわち消防法における「危険物」の概念は一義的に火災危険性に着目したものであり、毒劇物や放射性物質など一般に危険と考えられている物品の全てを包含する概念ではありません。また、消防法における「危険物」は固体又は液体であり、プロパンガスや水素ガスなどの気体は「危険物」に該当しません。一般的な危険物質の主な法令体系は図1のとおりです。

図1 危険物質の主な法令体系



(2) 危険物の定義

消防法における危険物の定義は、消防法第2条第7項において「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と規定されています。

ここでいう「消防法別表第一の品名欄」には、それぞれの分類ごとに固有の物品名が掲げられているもののほか、「その他のもので政令で定めるもの」、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」が掲げられています。「その他のもので政令で定めるもの」とは、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第1条において規定されている物品名をいい「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」とは、消防法別表第一の品名欄に掲げられる物品を含有しているものをいいます。

また、「同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とは、「政令に定める危険性を判断するための試験」（以下「危険物判定試験」という。）において、政令で定める性状を有するものとされています。

危険物は、消防法別表第一において、性状に応じて第1類から第6類までの6つのグループに区分されており、性質及び特徴は表1のとおりです。

表1 危険物の区分

類別	性質	特徴
第1類	酸化性固体	酸化力の強い固体又は衝撃に対する敏感性の高い固体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの
第2類	可燃性固体	比較的低温で着火しやすい固体の可燃物
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空气中で発火するおそれのある固体又は液体、水と接触して発火するもの又は水と接触し可燃性ガスを発生する固体又は液体
第4類	引火性液体	引火性の液体
第5類	自己反応性物質	加熱等により爆発する危険性を有する固体又は液体
第6類	酸化性液体	酸化力の強い液体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの

(3) 危険物判定試験について

危険物であるかどうかは、消防法別表第一の品名欄にあるもので危険物判定試験の結果、一定の性状を示したものが危険物になります。(図2参照) また、各類ごとに危険物判定試験の方法が定められています。(表2参照)

ただし、すでに危険物となるための性状の有無が明白なものについては行う必要はありません。(表3参照)

図2 危険物判定のフロー

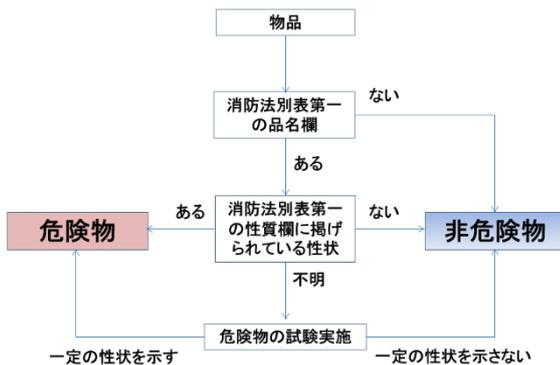


表2 危険物判定試験の種類

類別	試験方法	対象	測定される危険性
第1類	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性
	大量燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)	
	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する敏感性
	鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)	
第2類	小ガス炎着火試験	固体	火炎による着火の危険性
	引火点測定試験	固体	引火の危険性
第3類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性
第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性

試験方法については、
 ・危政令第1条の3から第1条の8
 ・危政令別表第3の備考
 ・危険物の試験及び性状に関する省令(平成元年自治省令第1号)を抜粋

写真 危険物判定試験の様子

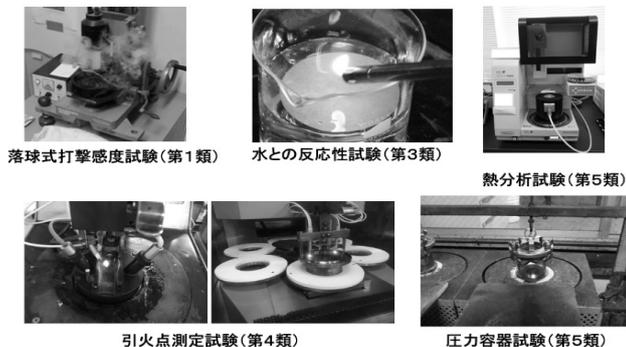


表3 危険物判定試験によらず性状を有していると見なすもの

(消防法別表第一 備考を抜粋)	
第2類 (可燃性固体)	硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉
第3類 (自然発火性物質 及び禁水性物質)	カリウム、ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム、黄りん
第4類 (引火性液体)	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトン ガソリン、灯油、軽油、重油 クレオソート油、ギヤー油、シリンダー油

また、判定試験において複数の危険性を示す物質は、どちらか一方の危険物に整理されます。(表4参照)

表4 複数の性状を有する物品の属する品名

(危険物の規制に関する規則 第1条の4を抜粋)

1類と2類の両方の性状を有する場合→ 2類

1類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

2類と3類の両方の性状を有する場合→ 3類

3類と4類の両方の性状を有する場合→ 3類

4類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

このような物質の場合、どちらか一方の類別と整理されることから、もう一方の類別の性質をもつことに留意する必要があります。

3 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会について

(1) 検討会の目的

近年の科学技術の急激な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在の消防法では危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上、支障を生ずる物質が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が增大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うため、過去の事件事例、生産量等の調査から該当する物質を早期に把握して危険性の評価検討を行い、危険物保安に資することを目的として平成21年度から毎年検討会を開催しています。

(2) 調査検討事項

ア 火災危険性を有するおそれのある物質の危険物への追加及び類別の変更に関すること

「危険物に該当しない物質のうち、消防法別表第一の性質欄に掲げる性状を有するおそれのある物質」又は「危険物に該当する物質のうち、他の類の性状を示すおそれのある物質」（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）を調査し、危険物への追加又は危険物の類別の変更を行うか否かについて調査検討を行います。

イ 消防活動阻害性を有するおそれのある物質の消防活動阻害物質への追加及び除外に関すること

毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物に新たに指定され、又は除外された物質について「法第9条の3第1項に定める火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（以下「消防活動阻害物質」という。）に該当するか否か、又は除外を行うか否かについて調査検討を行います。

※消防活動阻害物質とは、消防法第9条の3第1項で「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定されています。

ここでいう「政令で定めるもの」とは、政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で「当該各号に定める数量以上のもの」と規定されており、物質名とその数量は表5のとおりです。

表5 消防活動阻害物質と数量

(政令第1条の10を抜粋)

消防阻害物質	数量
圧縮アセチレンガス	40キログラム
無水硫酸	200キログラム
液化石油ガス	300キログラム
生石灰(酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう。)	500キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上欄に掲げる物質	30キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上欄に掲げる物質	200キログラム

(3) 令和4年度検討会結果について

調査検討の結果、危険物及び消防阻害性物質の新規指定はありませんでした。

令和4年度の検討結果等は下記のホームページを御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-114.html

5 おわりに

消防庁では、災害の発生を未然に防止するため、今後も継続して火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討を行い、新規物質等の危険性の早期把握に努めて参ります。

なお、令和5年度の検討会については、第1回を5月に開催しており、年度内に検討結果を公表する予定です。今年度の検討会の動向については、下記のホームページで公開しておりますので御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-133.html

問い合わせ先
 消防庁危険物保安室 危険物判定係
 TEL:03-5253-7524



令和4年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

消防庁特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートでは、災害発生要因となる危険物や高圧ガス等の危険な物質が大量に取り扱われているために、一旦災害が発生した場合には極めて大規模に拡大する危険性が高く、これら災害の発生防止及び被害の拡大防止を図るため総合的かつ一体的な対策が必要とされます。

そのため、石油コンビナート等災害防止法では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定し、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害防止に関する法律と相補うことにより、特別防災区域における災害の発生及び拡大防止の総合的な施策の推進を図っています。

2 石油コンビナート等特別防災区域の現況について

令和5年3月、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令が一部改正され、石油コンビナート等特別防災区域は78地区（33都道府県）となりました。

特定事業所は650（令和4年4月現在）あり、その内訳は第1種事業所が325（うち、レイアウト事業所148）、第2種事業所が325となっています。

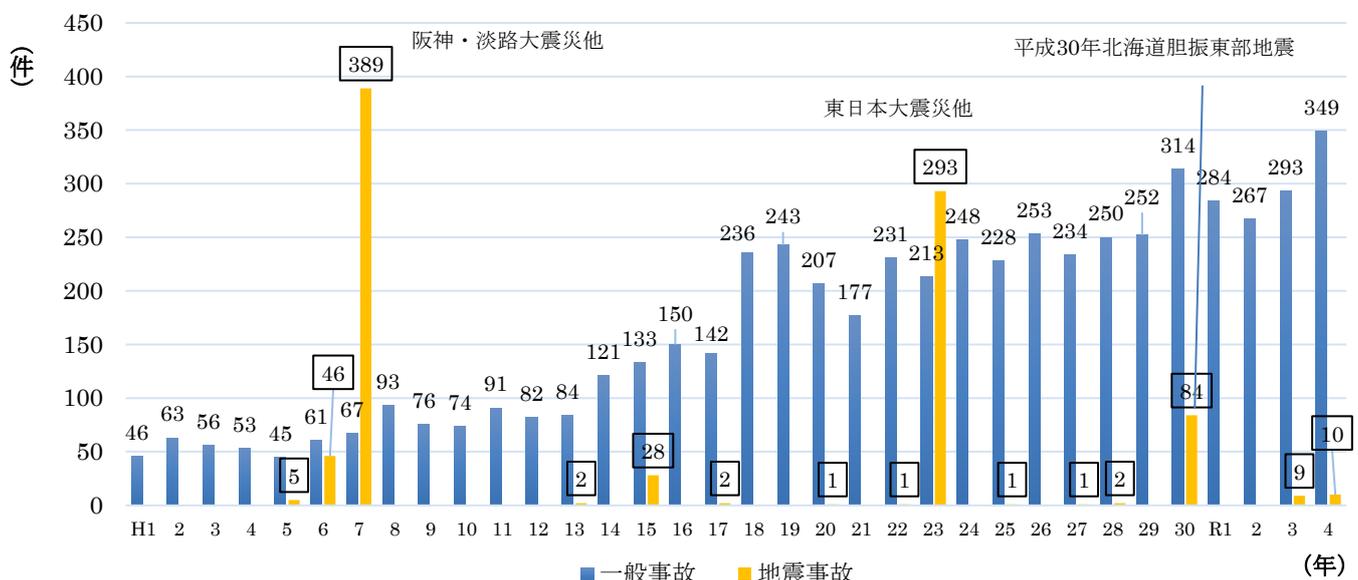
3 令和4年における事故発生状況について

令和4年中（令和4年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故件数は359件（前年比57件増）で、地震によらない一般事故が349件、地震による事故が10件でした。一般事故の件数は、平成元年以降最も多い発生件数となっています。また、一般事故による死者は1人（前年同数）、負傷者は33人（前年比4人減）でした。

【表1. 令和4年 事故発生状況】

年	特定事業所数	事故件数		死傷者数	
		一般事故	地震による事故	死者数	負傷者数
令和4年	650	349	10	1	33
令和3年	655	293	9	1	37

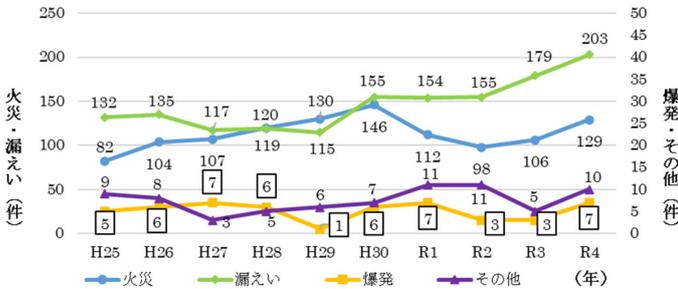
【図1. 平成元年以降の事故発生状況】



(1) 事故種別ごとの一般事故発生状況

一般事故を種別ごとにみると、火災 129 件（前年比 23 件増）、漏えい 203 件（前年比 24 件増）、爆発 7 件（前年比 4 件増）、その他 10 件（前年比 5 件増）となっています。

火災及び漏えいの増加が顕著となっています。

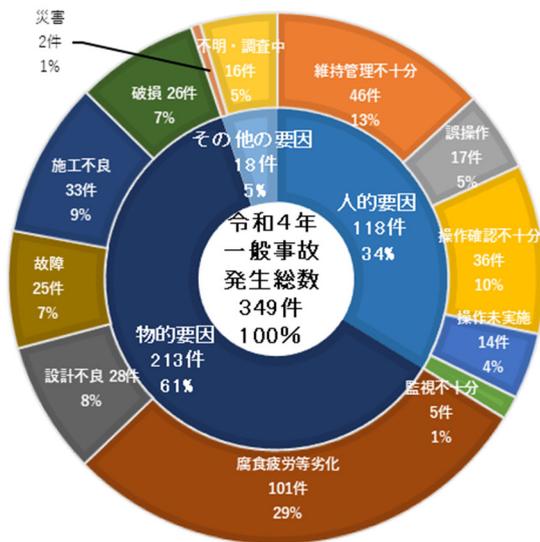


【図2. 過去10年 事故種別ごとの一般事故発生状況】

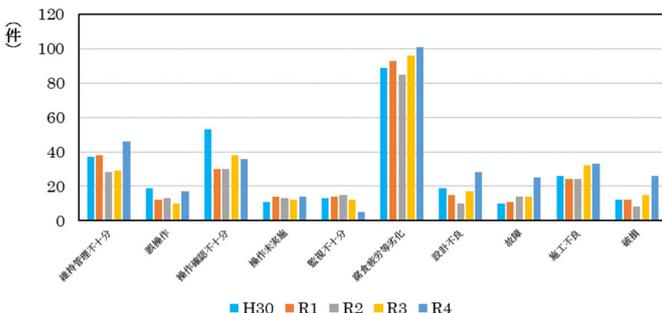
(2) 発生要因ごとの一般事故発生状況

一般事故を発生要因別にみると、人的要因によるものが 118 件（34%）、物的要因によるものが 213 件（61%）となっており、その内訳で主なものは、「腐食疲労等劣化」101 件、「維持管理不十分」46 件、「操作確認不十分」36 件、「施工不良」33 件となっています。

また、「腐食疲労等劣化」が全体の約3割を占め、他の要因と比べて圧倒的に高い割合が継続しています。



【図3. 令和4年 発生要因別の一般事故発生状況】



【図4. 過去5年 発生要因別一般事故発生状況の推移】

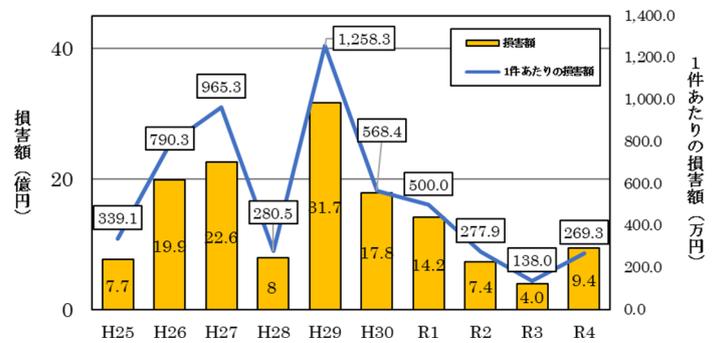
(3) 損害額・死傷者の発生状況について

ア 損害額の状況

一般事故 349 件中、損害額が計上される（1 万円以上）事故は 181 件発生し、その合計は 9 億 3,984 万円となりました。そのうち、火災による損害が 5 割を占めています。

【表2. 令和4年 一般事故損害額の状況】

事故種別	損害額 (万円)	割合 (%)
火災	48,841	52.0
爆発	5,413	5.8
漏えい	32,712	34.8
その他	7,018	7.5
合計	93,984	100.0



【図5. 過去10年 一般事故における損害額の推移】

イ 死傷者の状況

令和4年の一般事故 349 件のうち、死傷者が発生した事故は 25 件で、死者 1 名、負傷者 33 名が発生しています。



【図6. 過去10年 一般事故における人的被害の推移】

(4) 業態別の一般事故発生状況について

特定事業所の業態別の一般事故発生状況は、表3のとおりです。

業態別の一般事故発生件数の比較では、「石油製品・石炭製品製造業関係」、「化学工業関係」、「鉄鋼業関係」の順に事故が多く、一事業所あたりの事故発生件数については、「石油製品・石炭製品製造業関係」が高い数値となっています。

また、危険物、毒劇物、高圧ガスを扱うことが多い「化学工業関係」、「石油製品・石炭製品製造業関係」では漏えいが、製鉄における熱源の利用が多い「鉄鋼業関係」では火災が、それぞれ多く発生していることが特徴的です。

(5) 施設区分別の一般事故発生状況

一般事故を施設区分別でみると、「危険物施設」及び「その他の施設」※において多くの事故が発生しており、「危険物施設」では漏えいが、「その他の施設」では火災が多く発生しています。

(6) 一般事故における通報状況について

一般事故における事故発生時の通報状況は図7のとおりです。

事故発生時の通報は、比較的早期に実施できている一方で、60分以上経過している事案も多くなっています。

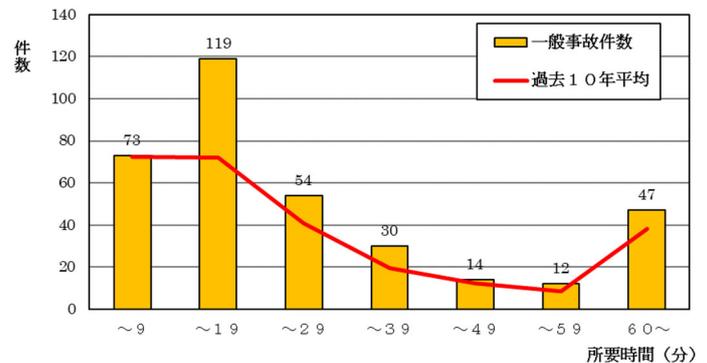
【表3. 令和4年中 業態別一般事故発生状況】

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 え い	そ の 他	小 計	事故の総件数に対する割合 (%)	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	1		3		4	1.1	13	0.31
パルプ・紙・紙加工製造業関係	3				3	0.9	3	1.00
化学工業関係	40	5	61	2	108	30.9	220	0.49
石油製品・石炭製品製造業関係	29		110	2	141	40.4	44	3.20
窯業・土石製品製造業関係	3		1		4	1.1	10	0.40
鉄鋼業関係	34	2	8	3	47	13.5	29	1.62
非鉄金属製造業関係	2				2	0.6	6	0.33
機械器具製造業関係	3		1		4	1.1	8	0.50
電気業関係	7		10		17	4.9	57	0.30
ガス業関係	2		4	2	8	2.3	29	0.28
倉庫業関係	3		5	1	9	2.6	216	0.04
廃棄物処理業関係							7	0.00
その他	2				2	0.6	8	0.25
合 計	129	7	203	10	349	100.0	650	0.54

【表4. 令和4年中 施設区分別一般事故の状況】

施 設 事 故	危険物製造所等		高圧ガス 施 設	その他の 施 設	合 計
	危 険 物 施 設	高 危 混在施設			
火 災	40	5	1	83	129
爆 発	1		1	5	7
漏えい	125	27	8	43	203
その他	5	1		4	10
合 計	171	33	10	135	349

※ その他の施設には、作業場、車両、空地、毒劇物施設等がある。



【図7. 令和4年中 一般事故における発見から通報までの状況】

(7) 令和4年中に発生した主な事故事例

〈事故事例1〉

事故概要：イナートガスオープン炉において鉄粉を乾燥中、爆発が生じたもの。この事故により、死者が1名、負傷者が2名発生している。

発生日時：3月7日 14時08分

発見日時：3月7日 14時08分

覚知日時：3月7日 14時31分

処理完了：3月7日 14時39分

事故種別：爆発

主原因：不明

業態：鉄鋼業関係

施設区分：－

死傷者：3名（死者1名、軽症者2名）

損害額：1,214万円

事故発生原因：炉内に残った残留物の鉄粉を分析した結果、エタノールが含まれていることが判明している。このエタノールは別の作業で発生していたものと推測している。発生当時の炉内温度は70度から80度であることから鉄粉に含まれたエタノールの気化が徐々に進行し、爆発下限界に達したことで何らかの発火源により爆発に至ったと推定する。

再発防止対策：作業において発生した内容物の管理を徹底する（表示、処置方法、置場管理等）。
由来、含有物不明のものについて取り扱いを禁止する（科学的な分析を行う）。
従業員の安全教育の見直し（危険性の認識）。

〈事故事例2〉

事故概要：タンク底部より、貯蔵していた塩酸（濃度35%）が微量漏えいし、漏えい発見から約10時間後に大量漏えいとなり、貯蔵していた1,251トンがタンクから漏えいし、海域には推定958トンが流出する事故が発生したものの。

発生日時：8月26日 20時50分

発見日時：8月26日 20時50分

覚知日時：8月26日 21時16分

処理完了：8月28日 20時00分

事故種別：流出

主原因：不明

業態：化学工業関係

施設区分：製造施設地区

死傷者：3名（軽症）

損害額：1,750万円

事故発生原因：タンクは全面ゴムライニングが1層で施工されており、底部のゴムシート重ね部が剥がれた後、鉄製の底板を腐食させ外部に漏えいしたと推測する。リング基礎※であったため、漏えい初期段階でタンク外周部へ漏えいせず早期発見に至らず。底板から漏えいした塩酸が外部に流出せずに基礎のオイルサンドに浸透し、底板下に長期間残留したため、底板裏面からの腐食が進行し、腐食により薄くなった底板が荷重に耐えきれず座屈した。二次的原因として、防液堤容量がなく、漏えいした塩酸が外部流出した。※リング基礎とは、リング状コンクリートに、碎石、オイルサンドを敷設したもの。

再発防止対策：底板のゴムライニングを二重貼りにすることでライニング継目の剥がれ、漏えいを抑制する。貯槽の底部から漏えいした際には、初期の微量漏えい段階で漏えいが検知できる機構を設ける。今後、貯槽を新設する場合には、ベタ基礎として荷重を均等に受けることができるようにする。また最大タンクの保有分をカバーする防液堤若しくはピットを設置する。

〈事故事例3〉

事故概要：蒸発器開放作業のため、作業員がメタノール蒸発器底部配管のフランジのボルトを外していたところ、メタノールの漏えいを確認した。一旦避難するも流出を停止させるため漏えい場所に戻りボルトを締めつけたところ、何らかの原因により、引火し従業員1名が火傷したもの。※着火原因：静電気火花

発生日時：6月25日 11時30分

発見日時：6月25日 11時40分

覚知日時：6月25日 11時47分

処理完了：6月25日 12時34分

事故種別：火災

主原因：操作未実施

業態：化学工業関係

施設区分：－

死傷者：1名（重症）

損害額：1,108万円

事故発生原因：施設側が蒸発器の液抜きをして、施設側の従業員立会いの下、作業員が開放作業を行うものとされていたが、伝達ミスにより、液抜きが完全ではなかった。また、施設側従業員も別の場所にいたため、立ち会っていない。さらに、作業員の知識不足により、漏えい場所に近づいたため、火災に至った。

再発防止対策：液抜きの作業手順を作成する。

開放時は洗浄またはN2パージを行う。

開放するときは施設側の従業員が必ず立ち会う。

作業員への教育を徹底する。

引火の原因が静電気の可能性もあるので、開放時等は帯電防止の衣服を着用する。

4 おわりに

先述のとおり、一般事故の総件数は、平成元年以降最も多い発生件数となり、維持管理不十分及び操作確認不十分（人的要因）並びに腐食疲労等劣化及び施工不良（物的要因）が多くを占める傾向が続いております。

これら発生要因への対策のうち、ヒューマンエラー対策としては、事故情報の共有、技術的背景（know-why）を把握するための教育、協力会社を含めた安全管理教育等による保安教育体制の充実が望まれます。また、腐食疲労等劣化対策としては、効果的な腐食点検技術、保安・保守業務にビッグデータ、AI及びドローン等の先進技術を導入し、より高度な保安管理体制を構築すること等が考えられます。

また、事故発生時の課題としては、発見から通報までに30分以上を要している事案が例年3割程度あることです。迅速な通報は、災害の拡大防止を図るうえで最も重要な応急措置であることから、特定事業所には出火、漏えいその他異常な現象が発生したときには、直ちに消防署等に通報することが義務づけられています。したがって、特定事業所においては、通報する者と応急対応する者で明確に役割分担しておくなど、迅速な通報が行える体制を構築しておくことが大切です。

消防庁では、石油コンビナートにおける事故件数の増加に歯止めをかけるとともに、重大事故の発生を防止するため、引き続き消防機関、関係省庁並びに関係業界団体等と連携を図り、石油コンビナートの防災体制の充実に努めて参ります。

【令和4年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要】

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/3c3ebaa50813f1e678e708288ed8a8b2e914d362.pdf>

寄贈救急自動車事業について

救急企画室

1 はじめに

「令和4年中の救急出動件数等（速報値）」によると、救急自動車による救急出動件数は722万9,838件（対前年比103万6,257件増16.7%増）、搬送人員は621万6,909人（対前年比72万5,165人増13.2%増）で救急出動件数、搬送人員ともに対前年比で大幅に増加するとともに、集計開始以来、最多となりました。（図1参照）

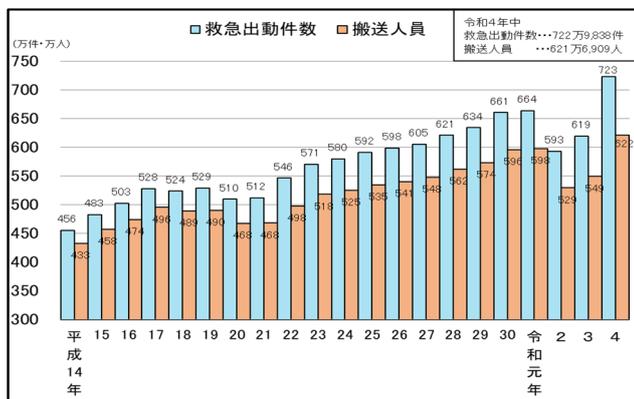


図1：救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移
（「令和4年中の救急出動件数等（速報値）」より）

救急業務の高度化に伴い、消防本部では救急車両の増強・更新に際して高規格救急自動車の導入が積極的に図られていますが、財政状況等の実状により配備率は100%に至っていません。（図2参照）

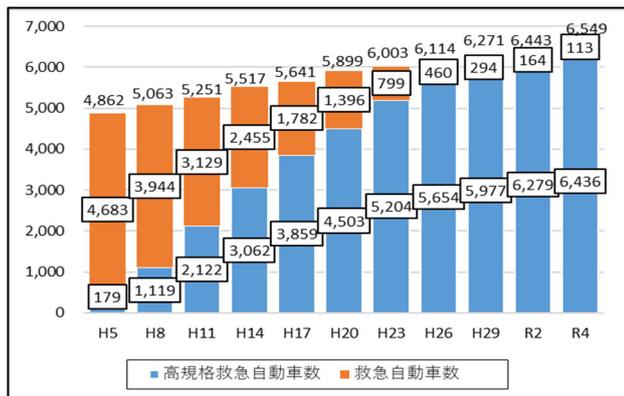


図2：高規格救急自動車数と救急自動車数の推移
（令和4年版救急・救助の現況から抜粋）

2 寄贈救急自動車事業とは

寄贈救急自動車事業とは、全国の消防本部に高規格救急自動車を配備することで、各地域における救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実を図ることを目的とした事業です。消防庁では、寄贈元であるアステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体に対し、寄贈先となる消防本部の推薦を行っています。上記3団体からは、約50年にわたり全国の消防本部に高規格救急自動車の寄贈を実施していただき、令和5年4月1日現在において計2,706台の寄贈をいただいています。

寄贈を受けた消防本部からは「円滑な救急業務の遂行にあたり、高規格救急自動車の寄贈は大変ありがたい」など、寄贈元団体への感謝の言葉が寄せられており、高規格救急自動車を寄贈いただくことは、救急業務の高度化、救急業務体制の充実に大きく寄与しているものと考えています。



アステラス製薬株式会社 寄贈
延岡市消防本部（宮崎県）

一般社団法人
日本自動車工業会 寄贈
沖永良部与論地区広域事務組合
消防本部（鹿児島県）

一般社団法人
日本損害保険協会 寄贈
天童市消防本部（山形県）

写真：令和4年度寄贈救急自動車

3 おわりに

今年度も、アステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体から高規格救急自動車を寄贈していただける予定です。今後も、全国各地において寄贈していただいた救急自動車が活躍し、各地域住民の方々の方々の安心と、救急業務の高度化、救急業務の更なる充実が図られることを期待しています。

お問い合わせ先

消防庁救急企画室 小味、門口、西川

TEL：03-5253-7529

令和5年度土砂・風水害対応訓練実施結果について

広域応援室

消防庁では、近年多発化、大規模化する土砂・風水害に対する緊急消防援助隊の災害対応能力の向上を図るため、福島県及び岡山県において地図画像作成機能付きハイスペックドローン（以下、ドローンという。）と小型水陸両用バギーの連携を目的とした訓練を実施しました。

近年においては、「令和2年7月豪雨」や「熱海市土石流災害」など、大規模な土砂・風水害が頻発しており、これらの災害に的確に対応するためには、より一層の高度な救助活動能力が求められます。

しかし、ドローンや土砂・風水害に対応する特殊車両・資機材等については、配備からの経過年数が浅い上、配備消防本部における活用現場が限定的であることから、ドローンによる情報収集活動と土砂・風水害の救助活動を連携させた、より実践的な訓練が求められていました。

よって本訓練により、参加消防本部の土砂・風水害対応能力の向上を図ることに加え、本訓練結果により得た情報収集の重要性や活用方法等の知見を集約し、各消防本部に発信することにより、緊急消防援助隊全体の更なる土砂・風水害対応能力の強化を図ります。



小型水陸両用バギー走行訓練

1. 実施日

- (1) 福島会場
令和5年5月25日（木）、26日（金）
- (2) 岡山会場
令和5年6月8日（木）、9日（金）

2. 実施場所

- (1) 福島会場
福島ロボットテストフィールド
- (2) 岡山会場
 - ア 岡山ふれあいセンター
 - イ 岡山市消防教育訓練センター

3. 参加消防本部(参観除く)

- (1) 福島会場
29消防本部 73名
- (2) 岡山会場
37消防本部 107名



小型水陸両用バギーウインチ取扱い訓練



ドローン操作訓練

4. 主な訓練内容

- (1) 講義
 - ア 小型水陸両用バギーの艤装進展と事故事例
 - イ 小型水陸両用バギーのメンテナンス及びトラブルシューティング
 - ウ 土砂災害の基礎とドローン利活用事例
 - エ 飛行計画・オルソ画像作成等について

- (2) ドローン
 - ア 基本操作訓練
 - イ 応用操作訓練
- (3) 小型水陸両用バギー
 - ア 陸上走行訓練
 - イ 水上走行訓練
 - ウ 泥濘地走行訓練
 - エ ウインチ取扱い訓練
 - オ 災害現場想定走行訓練
- (4) 土砂・風水害対応展示及び想定訓練

助救出訓練を通じて、土砂・風水害対応能力の強化を図ることができました。

消防庁では、本訓練の成果と課題を、今秋実施予定の緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練に反映させることで、継続した緊急消防援助隊の土砂・風水害対応力の一層の強化に努めていきます。

最後になりますが、本訓練の計画や実施に対し、多大なご協力を賜りました福島ロボットテストフィールド及び岡山市消防局の皆さまへ心より感謝申し上げます。



小型水陸両用バギー走行訓練



訓練終了後に記念撮影



ドローン操作訓練

お問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7569 (直通)

5. おわりに

小型水陸両用バギーは極めて特殊な車両であり、効果的・効率的な訓練方法のノウハウの蓄積も少なく、全国的に見ても訓練施設の確保が大変困難となっています。

また、ドローンは、基本的な操作、性能の把握、オルソ画像の作成等、習得が必要な技術も多岐にわたるため、適切な指導下での訓練が必須となっています。

このような状況の中、本訓練には全国から計180名もの緊急消防援助隊員が集結し、両会場とも2日間にわたり、小型水陸両用バギーとドローンの基礎的な知識や技術を習得するとともに、指揮活動を含めた実践的な救

ヨガで暑熱順化を促す動画を制作しました

郡山地方広域消防組合消防本部

郡山地方広域消防組合消防本部では、田村市地域おこし協力隊でヨガインストラクターの菅野千恵子さんにご協力いただき、ヨガで暑熱順化を進めることで熱中症対策を啓発する動画を制作しました。

動画には田村消防署の職員も出演し、本格的な夏が来る前に熱中症対策を進めることの重要性を伝えるとともに、視聴者が動画を観ながらヨガを実践できる構成としました。

今年も暑い夏が予想されているため、本格的な夏前から熱中症予防の情報発信を強化し予防救急を推進してまいります。



水防訓練を実施

豊中市消防局

豊中市消防局では、風水害シーズンの出水期を迎える前の4月に、水災害防ぎょについての知識・技術の向上を目的に『水防訓練』を実施しました。

この訓練では、事前に、土のうの作製方法や水防工法について座学研修を実施し、その座学研修の知識をもとに、実際に土のうを作製しました。最後に外来講師を招き、作製した土のうを使用し、実際の河川敷にて積土のう工法や月の輪工法を実施しました。段階的に訓練を実施することで、効果的に熟練度が上がり有意義な訓練となりました。



消防通信

望楼

ぼうろう

「防火イベント」を実施

北九州市消防局

5月20日、北九州市小倉北区の旦過地区にて、防火イベントを行いました。

このイベントは、旦過市場商店街の関係者が令和4年の火災からの復興を支援していただいた方々へ感謝の気持ちを伝えるため企画した「タンガ・リボン・フェス」の一環です。

市場関係者をはじめ買い物に訪れた多くの方々が、地震体験車による地震の揺れを体験したり、実際の火の前に消火訓練をするなど防火・防災意識を高めてもらいました。



水難事案対応訓練の実施について

恵那市消防本部

令和5年5月10日、11日の両日、本格的なレジャーシーズンを迎えるにあたり、水難事案対応訓練を実施しました。

恵那市消防本部管内には矢作ダム、阿木川ダム、木曾川と豊富な水量を誇るダム湖及び夏場には多くの遊泳者が訪れる河川があることから、増水した河川に流された想定の下、ドローンによる要救助者監視訓練、スローバックによる要救助者救出訓練、救命策発射銃による溺者救出訓練、小型船舶ボートの操縦訓練等を行いました。今後も訓練を継続して実施し、有事の際に迅速な救助活動の確立、向上を図ります。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

救助科における教育訓練～理想の救助隊長像を求めて～

消防大学校では、救助業務に関する高度の知識及び能力を専門的に修得させるとともに、教育指導者としての資質を向上させることを目的として専科教育「救助科」の教育訓練を実施しています。令和5年度は第86期（4月19日から6月9日まで）49名の学生が、240時間の教育訓練を終え無事卒業しました。

救助科の講義では、今年度より、昨年度救助技術の高度化等検討会で作成された「救助人材育成ガイドライン・救助訓練指導マニュアル」をもとに、「理想の救助隊長像」をテーマにした課題研究の講義を取り入れました。それに付随し、CRM等の講義を導入しました。

実科訓練では、学生自らが企画・立案・調整・運営まで一連の流れを実践する「学生企画訓練」を実施しました。約1か月の準備期間の中で2日間に及ぶ各種訓練を学生主体で計画し、近県の教育支援隊だけでなく、東北地方や九州地方からも特別高度救助隊の教育支援隊を受けました。また支援教官（前期学生）を招き訓練を通し、企画・調整及び当日の運営全般に至るまでの評価をいただき、訓練指揮者としての企画運営力の向上に努めました。

実動訓練においては「現場指揮」と「安全管理」訓練を大きな2本柱とし、火災救助、山岳救助、震災救助等の一般的な救助事象から地域性のある救助事象に対する訓練をはじめ、各地域で発生している多数傷病者対応、大規模イベントにおいて発生が想定されるNBCテロ災害等の大規模災害対応など、多岐に渡る内容で訓練を実施し、現場指揮者として指揮・判断力や安全管理について実践的に習得してもらいました。さら校外研修で日本航空安全啓発センターを訪れ、改めて人の命の尊さを通じて、殉職事故を起こさないために、あらゆる手段を講じることを誓いました。



土砂災害救助Ⅱ

最終の課題研究発表では、約1ヶ月半研究した内容をマインド編、現場編、訓練編に分け、発表しました。講師や消防庁の担当者と意見交換を実施したことにより、「理想の救助隊長像」がより明確になりました。



課題研究Ⅱ（発表）

研修を終えた学生からは、「幹部・指揮者・指導者として、多くの気づきと学びがあり、非常に充実したカリキュラムであり、人として成長できた。そして全国から集結した熱い思いを持った仲間と出会えたことは、今後の消防人生において大きな財産になった。」「理想の救助隊長像として今の自分に何が足りないのか、何をすべきなのかが明確となりました。」「みんなとともに悩みや解決策を見出し、少しでも信頼されるリーダーに近づけた。」等、有益であったとの意見が数多く寄せられました。

今後は、消防大学校で得た気づきをさらに発展させ、素晴らしい人材を育成することで、殉職事故を発生させない組織を作り、一人でも多くの住民の生命・身体・財産を守る活躍を期待しております。

『～守・破・離～ 救助科第86期』



学生集合写真



学生全体写真



消防大学校だより

査察業務マネジメントコースにおける教育訓練

消防大学校では、消防本部の予防業務を主管とする係長以上の者に対し、違反処理をはじめとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力の習得を目的に、「査察業務マネジメントコース」を実施しています。

令和5年度は、5月25日(木)から5月31日(水)までの間実施し、48名の学生が受講しました。

講義では、消防庁予防課による予防行政の動向に関する講義をはじめ、先進的な取り組みを行う消防本部から講師を迎え、査察計画や進捗管理、違反是正体制の構築等についてご講義いただきました。

違反処理については、弁護士による法令解釈についての講義や、違反処理実績の豊富な消防本部及び違反是正体制の強化を図っている消防本部から講師をお招きし、その取り組みや体制強化の過程等についてご講義いただきました。



課題研究発表(聴講)

課題研究では、各消防本部が抱えている査察業務に関する問題等を持ち寄り、現在の社会情勢を踏まえた対応策等についての検討が行われました。発表は、4名の全国・都道府県違反是正支援アドバイザーを講評者に迎え、活発な意見交換が実施されました。受講者からは、「講義を始め、様々な所属の意見を聞くことができ、とても参考になった。」「講師の皆様の査察業務に対する熱い思いに感動しました。」といった意見が寄せられました。



課題研究発表(発表)

学生の多くから、「入校当初の目標を達成することができ、有益であった」との意見が寄せられたほか、同じ悩みや課題を持った仲間が全国から集い、短期間ではありましたが、様々な意見を交わすことができたことは、大変貴重な経験であったと考えます。



学生集合写真

今後は、本コースで得た知識やネットワークを、それぞれの所属での業務に活かしていただき、指導者として、地域の安心・安全のために活躍されることを期待しています。

問合せ先

消防大学校教務部
TEL 0422-46-1712



報道発表

最近の報道発表（令和5年6月21日～令和5年7月20日）

<総務課>

5.7.1	令和5年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)	令和5年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)受賞者は、次のとおりです。 個人3名、団体3団体
5.7.12	令和5年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	令和5年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、次のとおりです。 安全功労者表彰受賞者 個人18名、団体9団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員10名、女性(婦人)防火クラブ員4名
5.7.18	トルコ地震災害に係る総務大臣感謝状贈呈	令和5年2月6日に発生したトルコ地震災害に際し、国際緊急援助隊として派遣され功労のあった隊員に対し、下記のとおり、総務大臣感謝状贈呈式を開催します。

<消防・救急課>

5.6.23	「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書の公表	消防庁では、人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限(令和6年4月1日)後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うため「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」を開催し、検討を行ってきました。 この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
--------	-------------------------------------	--

<救急企画室>

5.6.21	「令和5年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催	近年の救急自動車による救急出動件数を見ると、高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景として救急需要は増加しており、令和4年中においては、約723万件(速報値)と前年比で大幅に増加するとともに、集計開始以来、最多となりました。新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行したものの、今後も高齢化の進展や感染症の流行等を背景に、より一層の救急需要の増大が懸念されています。 このような状況の中で、今後も救急業務を取り巻く諸課題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定的かつ持続的に提供しながら、救命率の向上を図るために必要となる取組を実施することが求められています。 今年度の検討会では、救急業務の円滑な実施と質の向上や、救急車の適時・適切な利用(適正利用)を推進するために「マイナンバーカードを活用した救急業務の全国展開に係る検討」及び「救急需要の適正化等に関する検討」を行います。
5.6.23	令和5年5月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和5年5月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
5.6.23	全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防広報の実施	本日6月23日(金)より、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発をテーマとするポスターを、消防庁ホームページにて公開するとともに、各都道府県及び全国の消防本部へ配布し、熱中症予防啓発の強化に取り組むよう呼びかけます。

<予防課>

5.6.29	リコール製品や安全ではない製品から消費者を守るための日本版「製品安全誓約」がスタートしました。 ー オンラインマーケットプレイス7社が署名ー	日本版「製品安全誓約」は、OECDが公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえ、リコール製品や安全ではない製品がもたらす、生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的として、消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁とオンラインマーケットプレイスの運営事業者との協働により策定したものです。 日本版「製品安全誓約」は、本日、令和5年(2023年)6月29日時点で、主要なオンラインマーケットプレイス運営事業者7社が署名しました。 署名したオンラインマーケットプレイスを運営する事業者では、①リコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品を削除する取組、②消費者からリコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品が通知された場合の取組、③さらに、こうした取組を実施するための内部管理体制が構築・維持されることとなり、その事業者が運営するオンラインマーケットプレイスにおいて購入する製品の安全性の更なる向上が図られることとなります。
5.7.3	令和4年中に発生した製品火災に関する調査結果	消防庁では、火災を起こす危険な製品の流通を防止し、消費者の安心・安全を確保することを目的として、令和4年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る製品の不具合により発生したと消防機関により判断された火災(以下「製品火災」といいます。)について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。
5.7.20	「令和5年度 予防行政のあり方に関する検討会」の開催	「令和5年度 予防行政のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

5.7.3	「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の開催	屋外貯蔵タンクの維持管理の高度化、点検作業のスマート化に資するため、「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。 なお、今年度の本検討会は、新技術のうちデジタル放射線透過試験等を活用した効果的な予防保全に関する調査検討を行います。
-------	--	---

<防災課>

5.6.30	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果	内閣府及び消防庁では、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況について調査を実施し、この度、令和5年1月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
--------	------------------------------------	--

<地域防災室>

5.6.23	ドラマ『ハヤブサ消防団』とタイアップした消防団員募集ポスターの配布	消防庁では、株式会社テレビ朝日の協力を得て、7月13日(木)より放送されるドラマ『ハヤブサ消防団』とタイアップした消防団員募集ポスターを作成し、全国の都道府県、市町村、消防本部等に配布します。
5.7.5	「第28回防災まちづくり大賞」の事例募集	「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、28回目となる本年度は、本日から令和5年9月19日(火)までの間、取組事例を募集します。
5.7.7	令和5年度消防団入団促進広報に関する告知イベントの実施	消防庁では、地域防災力の中核として重要な役割を果たしている消防団への入団を促進するための広報に取り組んでいます。 このたび、全国8か所のショッピングモールにおける消防団入団促進イベント及び消防団PRムービーコンテストの実施に当たり、告知イベントを実施します。



最近の通知（令和5年6月21日～令和5年7月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防参第173号	令和5年6月22日	都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」の一部改正及び積極的な活用について（通知）
消防参第177号	令和5年6月26日	都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	第26回全国消防救助シンポジウムの開催について（通知）
事務連絡	令和5年6月29日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	日本版「製品安全誓約」の取組について
府政防第2809号 消防第118号	令和5年6月30日	各都道府県消防防災主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長	避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について
消防第122号	令和5年6月30日	都道府県消防担当主管部（局）長	消防庁国民保護・防災部防災課長	防災分野における地方公共団体と郵便局が連携した取組の推進について
事務連絡	令和5年7月3日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	令和4年中に発生した製品火災に関する調査結果について
事務連絡	令和5年7月4日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	予防技術検定の実施に関する公示について
消防危第208号	令和5年7月4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	保安講習のオンライン化について（通知）
事務連絡	令和5年7月6日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	歴史的建築物等に係る消防法施行令第32条の適用事例の調査結果について
消防消第228号 消防地第451号	令和5年7月7日	都道府県消防担当主管部（局）長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部地域防災室長	消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について（通知）
消防危第214号	令和5年7月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について
消防予第408号	令和5年7月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和5年6月1日時点）について
事務連絡	令和5年7月14日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	患者等搬送事業者の調査結果について
事務連絡	令和5年7月14日	各都道府県国民保護担当課	消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室	全国臨時警報システムの次期受信機に係る情報提供について
事務連絡	令和5年7月14日	各 都道府県 保健所設置市 特別区 熱中症予防対策担当部局	環境省大臣官房環境保健部環境安全課 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当） 消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁救急企画室 厚生労働省健康局健康課 気象庁大気海洋部業務課	今夏の災害発生時における熱中症対策について（周知依頼）

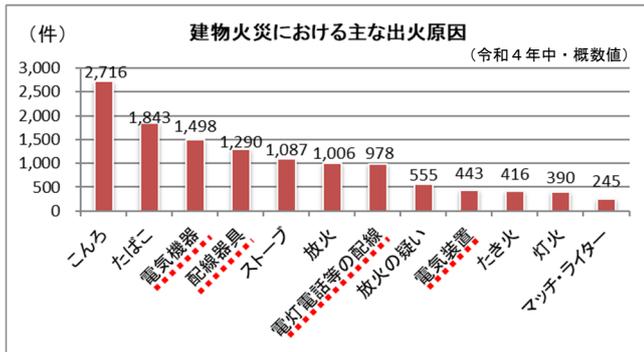
広報テーマ

8月		9月	
① 電気器具の安全な取扱い	予防課 危険物保安室 防災課	① 9月9日は救急の日	救急企画室 予防課 防災課 地域防災室
② 危険物施設等における事故防止		② 住宅防火防災キャンペーン	
③ 防災訓練への参加の呼び掛け		③ 火山災害に対する備え	
	④ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け		

電気器具等の安全な取扱い

予防課

電気器具等は日常生活において欠かすことのできないものですが、下グラフのように電気器具等が原因となる火災は多く、使用者の不注意や誤った方法で使用した場合は、火災につながるおそれがあります。



令和4年中の建物火災の件数は、20,185件となっており、そのうち電気器具等（電気機器、配線器具、電灯電話等の配線、電気装置）に起因する火災件数は4,209件で建物火災全体の約21%を占めています。

- ・電気機器：電池類、電化製品、OA機器等
- ・配線器具：スイッチ、安全器、ソケット等
- ・電灯電話等の配線：送電線、配電線、引込線等
- ・電気装置：モーター、コンデンサー、制御盤、燃料電池等

電気器具等を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具等は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 正しい使用

電気ストーブで洗濯物を乾かしている時に、洗濯物が電気ストーブの上に落ちて火災につながるなど、電気器具等を本来の目的以外で使用すると、意図しない火災につながるおそれがあります。

使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解して正しく使用しましょう。

【電気器具等の火災を防ぐポイント】

1. 必要に応じて点検を実施する。
2. 電気器具等は、正しく使用する。
3. 使用しないときは、コンセントから抜く。
4. 危険なたこ足配線はしない。
5. 差込プラグに付着したほこり等は取り除く。
6. 傷んだコードは使用しない。
7. コードは不適切な状態で使用しない。

3 使用しないときは・・・

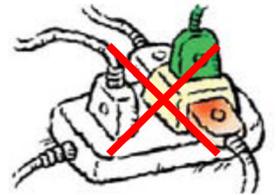
アイロンやヘアドライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくこと火災の原因となります。電気器具等を使用しないときは、スイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜きましょう。



使用後はすぐにスイッチを切る！
プラグをコンセントから抜く習慣を！

4 危険なたこ足配線

現在は、数多くの電気機器が使用されています。このため、使用する電気機器に対しコンセントが不足し、たこ足配線になる傾向があります。



たこ足配線はしない！

5 コンセントの清掃

コンセントに差込プラグを長期間差し込んだ状態にしておくと、コンセントと差込プラグの間にほこり等が付着し、付着したほこり等に湿気が帯び、通電することにより火災になることがあります（トラッキング火災）。

差込プラグに付着したほこり等は、定期的に取り除くようにしましょう。



トラッキング火災に注意！

6 危険な状態のコード

コードを傷んだ状態や重い物が乗った状態、束ねた状態で使用すると、コードが断線や過熱して出火する可能性がありますので大変危険です。傷んだコードは早めに交換し、重い物を乗せての使用や束ねた状態など不適切な状態で使用することはやめましょう。



コードを束ねて使用しない！



危険物施設等における事故防止に関する取組について

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、危険物施設に係る火災事故及び流出事故件数は依然として高い水準で推移しています。

消防庁では、学識経験者、関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」を開催し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

また、行政機関相互における事故防止の共通認識及び連携強化を図ることを目的として、全国6カ所において都道府県や消防機関が出席する「危険物等事故防止ブロック連絡会議（以下「ブロック会議」という。）」を開催しています。

ここでは、連絡会の内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。



写真 令和4年度第2回危険物等事故防止対策情報連絡会の様子

2 連絡会における取組について

連絡会は、平成29年3月の連絡会で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること（*）」を事故防止対策の目標としています。連絡会の会員は、この目標を踏まえて、「危険物等事故防止対策実施要領（以下「実施要領」という。）」を毎年度作成し、事故防止を推進することとしています。

（*）1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知、令和2年12月7日付け消防危第287号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

消防庁は、重大事故を含む様々な事故の原因を掘り下げるための詳細分析や現地調査を行うことにより、教訓や予防策を明らかにするとともに、重大事故の発生件数の推移等からその効果を検証していくこととしており、令和4年度は、平成元年から令和3年の間に危険物施設で発生した事故の調査分析を行い、事故原因について、人的要因、物的要因、業態別、地域別等それぞれの観点から詳細分析を行うとともに、重大事故や典型的な事故の原因及び対策をまとめた啓発資料等を取りまとめました。

問い合わせ先
消防庁危険物保安室
TEL：03-5253-7524

3 令和5年度実施要領における消防庁の取組

令和5年度実施要領における消防庁の主な取組内容は次のとおりです。

- 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知指導する。
- 効率的な保安講習を実施するため、各都道府県におけるオンライン化の推進及び関係業界団体への積極的な活用を促進する。
- 高齢化した屋外貯蔵タンクにおける腐食・劣化等を原因とする事故を防ぐためになされる点検・検査維持管理の高度化、スマート化を実現するため、新技術を活用した効果的な予防保全等を検討する。
- 危険物施設におけるIoT機器やロボット等の非防爆機器の円滑な導入・普及に資するため、電気機器に関する技術的な動向を調査しつつ、より具体的な安全確保策の検討を行う。
- ブロック会議※において、連絡会における消防庁等の取組状況の説明を行うとともに、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらい、広く情報共有し、その会議結果を周知することにより、都道府県等の取組を活性化する。

※ 今年度は山形県、東京都、石川県、滋賀県、岡山県、鹿児島県の6カ所で開催します。

- 都道府県及び消防本部の取組に資するため、消防庁で把握した事故事例・良好事例のうち共有すべきものについて、積極的に情報提供する。
- 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため平成26年から開催されている「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）」における災害防止に向けた取組を進める。

4 おわりに

今後も、連絡会、ブロック会議、3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和5年6月19日付け消防危第182号）によりお知らせしているところにより、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催するブロック会議等への積極的な参加を配慮をお願いします。

「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（令和5年3月17日付け消防危第59号）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230317_kiho_59.pdf

「3省連絡会議共同運営サイト」

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

9月1日は防災の日

みんなで防災訓練に参加しましょう！

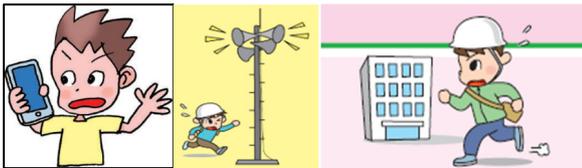
～日頃から災害に備え、防災意識の向上をめざす～

防災課

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、“いざ”という時に対応できる力を身につけましょう！

1. 避難場所や避難経路を把握しよう

わが国では、近年、局地的大雨、土砂災害、河川氾濫等による被害が多発しており、その死者は、浸水想定区域などの危険な場所から避難をしなかった方に多く見られます。災害発生時には、防災行政無線や緊急速報メール、SNSなどの多様な手段から情報を入手し、危険な場所にいる場合は、市町村が指定している「指定緊急避難場所」や安全な親戚・知人宅等、災害から逃がれるために適した場所に避難するなどの確かな避難行動をとる必要があります。そのためには、ハザードマップ、防災気象情報や避難情報、避難場所や避難経路の事前把握が重要となります。



防災行政無線や緊急速報メールなどの多様な情報入手手段、また、災害時に避難する場所、そこまでの安全な避難経路を確認しましょう！

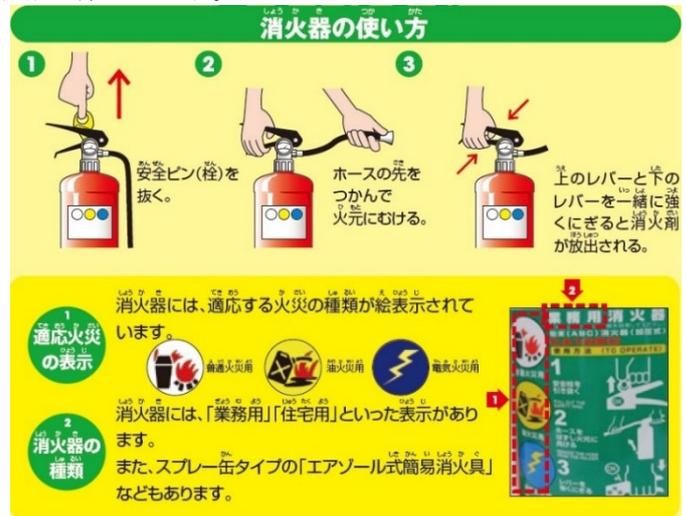
2. 防災訓練に参加しましょう

防災訓練に参加し、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。

119番が殺到し、消防車や救急車がすぐに現場に向かえない大規模災害時には、地域住民が互いに協力しながら助け合う必要があります。そのためにも、日頃から防災意識を高め、自分の住んでいる地域で行われる防災訓練に積極的に参加して、地域の方々や家族みんなで防災について話し合ひましょう。

3. 消火器の取扱い方法を学ぼう

昨年、全国では火災が約36,300件発生し、1,400人以上の方が亡くなっています。消火器を使用した初期消火の成功率は7割を超え、出火時に落ち着いて行動することで大きな被害を防ぐことができます。そのため、消火器の基礎知識や取扱い方法を予め習得しておくことで被害の軽減に繋がります。



火の根元を狙い、手前からほうきで掃くように消火剤を放射しましょう！

4. AEDの取扱い方法を学ぼう

わが国では、昨年、年間で約7.9万人、7分に1人の方が心臓突然死で命を失っています。心停止状態になってから除細動を開始するまでの時間が1分遅れるごとに、救命率は7～10%低下します。心停止状態になった人を救うためにはすぐに119番通報し、AEDを用いた心肺蘇生法を実施することがとても重要です。

応急手当や救命の講習会を受講して、AEDを使用した心肺蘇生法や、止血法などけがの処置について学びましょう！



問合せ先：消防庁国民保護・防災部防災課
TEL：03-5253-7525



第 71 回全国消防技術者会議の開催について(ご案内)

消防研究センター

消防研究センターでは、全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。

今年度は、下記のとおり開催する予定です。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

1 開催日 令和5年11月16日(木)・11月17日(金)

2 場所 三鷹市公会堂 東京都三鷹市野崎 1-1-1

※会場での講演・発表のうち可能なものは、消防研究センターのホームページから後日配信する予定です。

※前回の発表動画等は、以下のページからご視聴いただけます。

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_70th/haishin.html

3 定員 1日目300人、2日目350人(予定)

4 参加費 無料



5 内容 11月16日(木)

■特別講演

・講師：武村 雅之 特任教授(名古屋大学減災連携研究センターエネルギー防災寄附研究部門)

・演題：「関東大震災でなぜ東京は最大の被害を出したのか？—大火災の原因とその後」

■「令和5年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表

11月17日(金)

■「令和5年度消防防災科学技術賞」の受賞者による発表

■第26回消防防災研究講演会

・テーマ「小規模ビルにおけるガソリン火災」

6 プログラム及び参加申込み 消防研究センターのホームページ(<https://nrifd.fdma.go.jp/>)をご覧ください。

7 問い合わせ先 消防庁 消防研究センター 研究企画室
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3
TEL:0422-44-8331
E-mail:71_gijutsusha@fri.go.jp

「第 28 回防災まちづくり大賞」の事例募集

地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

阪神・淡路大震災を契機に平成 8 年度に創設され、28 回目となる本年度は、令和 5 年 9 月 19 日(火)までの間、取組事例を募集します。

【応募団体・組織】

- 防災対策に関するハード面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関するソフト面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する人材育成等の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している団体・組織
- 地域における住宅防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりを推進している団体・組織

【応募方法】

上記【応募団体・組織】に該当する団体・組織から、直接、応募することができます。(なお、各都道府県から該当する事例を推薦していただく方法も行っています。)

【応募期間】

令和 5 年 7 月 5 日(水)～同年 9 月 19 日(火)

【応募の詳細】

実施要綱及び募集要項は、消防庁ホームページの下記「防災まちづくり大賞」ページに掲載しています。過去の受賞一覧や近年受賞された取組も掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>

【表彰式】

令和 6 年 2 月下旬頃に東京都内で開催する予定です。また、受賞された取組は、消防庁ホームページにおいて事例集として掲載し、広く全国に紹介する予定です。



昨年度表彰式の様子



「防災まちづくり大賞」

シンボルマーク



「防災まちづくり大賞」

ホームページへアクセスします

問い合わせ先

消防庁地域防災室 浮田

TEL: 03 - 5253 - 7561

「関東大震災 100 年」特設ページ開設のお知らせ

総務課

今年、甚大な被害をもたらした関東大震災から 100 年にあたります。過去から学び、いつか来る災害に備えるため、消防庁ホームページ内に「関東大震災 100 年」特設ページを開設しました。

本サイトでは、「関東大震災から 100 年。学ぼう防災。守ろう命。」をキャッチフレーズとし、3つのコンテンツ「行動」・「防火対策」・「防災組織」を中心に紹介しています。

まず、1つ目の「行動」の中では、みなさんが地震について感心を持ち、いざという時に落ち着いて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけるための震災対策啓発資料を掲載しています。2つ目の「防火対策」の中では、地震火災を防ぐための事前対策や、地震発生時における出火防止対策を周知するための動画等を掲載しています。3つ目の「防災組織」では、地域防災力の中核を担う消防団を紹介する消防団オフィシャルサイトのページを掲載しています。

また、関東大震災に関連して「もっと知る」の中では、火災旋風の実験映像や緊急消防援助隊のページを紹介しています。

災害を防ぐことはできなくても、備えることはできます。再び同じことが起こったらどうするのか、それを考えることが大切です。過去の災害にしっかり向き合い、教訓を受け止め、いつか来る災害に備えましょう。



○ 関東大震災特設ページ（消防庁HP）

<https://www.fdma.go.jp/relocation/shinsai100/index.html>



問合せ先
消防庁総務課
TEL：03-5253-7521

消防団…
アリかな?!



消防団員募集中

消防団に関する詳しい情報はWEBで
消防団への入団手続について、詳しくはお問い合わせ先へご連絡いただくか、
消防団オフィシャルウェブサイトをご覧ください。

消防団
オフィシャル
ウェブサイト



【お問い合わせ先】



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

原作
池井戸潤

tv asahi **ハヤブサ消防団** 7月13日スタート 毎週木曜よる9時

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>